

# 補助金申請可否のフローチャート

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱等を熟読の上、本フローチャートを参考に申請の判断をお願いします。

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約するか。

※制度をご理解の上届け出ることができるか申請時点で見通しを立ててください。

いいえ



**申請できません**

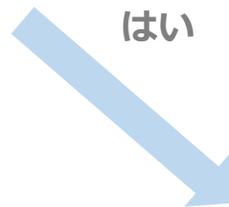
はい

【別紙のパターン1】

R7.11の賃金水準と比較して、R7.12からR8.5までの間にベースアップを実施したか（するか）。

※例えば、R8.1からR8.3までのみの一時的な賃金改善は非該当のため「いいえ」に進んでください。

はい



**申請できます**

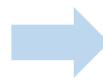
いいえ

【別紙のパターン2】

ベースアップを行うことを前提にR7.12からR8.3までの4か月分を一時金等でR8.3.31までに支給するか。

さらに、R8.4とR8.5もベースアップを実施し、同水準をR8.6.1以降、原則維持・拡大するか。

はい



いいえ

はい

※申請できる場合の注意事項

- ・支給額の全てを、R7.12からR8.5までの賃金改善で支給額を充てられるものに使われなかった場合、その余剰は県に返還する必要があります。
- ・R8.6.1以降もベースアップを原則維持・拡大する必要があります。

【最重要事項】

- ・長野県が指定する期限までに賃金改善報告書（様式第2号）の提出がなかった場合は、長野県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意していただきます。

【別紙のパターン3】

R7.3.31時点の賃金水準と比較して、R7.4.1からR7.11.30までの間に2.0%を上回るベースアップを実施したか。

※2.0%を上回る部分のみ支給額を充てることができます。例えば、2.1%の場合、0.1%を支給額に充てることができます。0.1%以上支給額に充てたい場合は、さらなるベースアップが必要です。

いいえ

**申請できません**

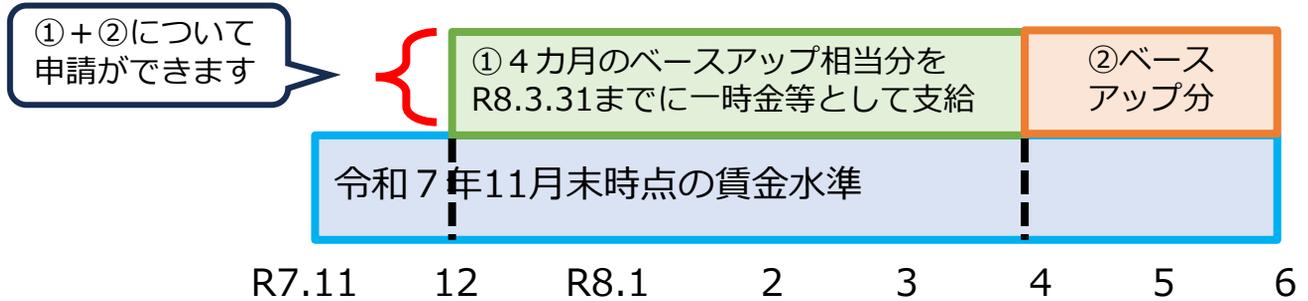
## フローチャートのイメージ図

基本的な事例を基に可視化したイメージ図になります。

## 【パターン1】



## 【パターン2】



## 【パターン3】

2.5%のうち、0.5%の12月から5月までの分を申請できます



2.0%を超えていないため申請できません



\*パターン1、2については、2.0%の概念はありません。